

設 計 書

	課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令和 7 年 月 日						工 事 概 要	施工面積 A=1016m2 衝撃緩衝材改修工事 1式				
工 事 番 号	第 号											
公 園 名	総合運動公園											
施 行 位 置	阿久根市 赤瀬川 地内											
工 事 名	総合運動公園 野球場衝撃緩衝材改修工事											
工 期	190日間	施 行 方 法		直 営 ・ 請 負								
支 出 科 目	年 度	会 計		款		項	目		節			
	区 分		金 額				摘 要					
	設 計 額		円									
其 の 他	野球場は昭和62年に竣工し、一般の練習や各種大会の会場や国内外からの合宿受入れ施設として、幅広く活用されている施設である。 これまで、平成23年度に一部改修を実施しているが、施工から10年以上が経過し、衝撃緩衝材の劣化が進み、競技に支障が生じていることから、これらの改修工事を行うものである。											

費 用	金 額	備 考
事 業 費	円	
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	工事価格 円 消費税等 円
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
換 地 諸 費 又 は 権 利 交 換 諸 費		
事 務 費		
事 務 雑 費		
工 事 雑 費		

工 事 設 計 書			
設計書総括情報			
事 務 所 名	阿久根市		
設 計 書 名	実施設計書		
事 業 名			
積算総括情報			
諸 経 費 体 系	A 公共		
適用単価区分	1 実施単価		
単価適用地区	31 北薩③		
単 価 適 用 日	0 令和 7年 4月 1日		
積算条件／諸経費情報	【 当 世 代 】		【 前 世 代 】
前払率 (%)	4 0 %		
工種	0 9 公園		
施工地域	0 9 補正無し		
現場環境改善費	0 7 計上無し		
消費税税率	0 4 消費税税率：1 0 %		
契約保証	0 1 金銭的保証を要す		

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
＊＊本工事費＊＊						X1000
衝撃緩衝材改修工 レベル 1						Y2E000000
			式			
養生						F0001 0
	1,016	m2				
高圧洗浄						F0002 0
	1,016	m2				
観客席既存塗膜補修 切取り 埋戻し						F0003 0
	1	式				
外部足場 手摺り先行足場（w900）						F0004 0
	97	m2				
管理棟側面 塗装工事緩衝部 目荒し程度 弾性シリコン程度						F0005 0
	619	m2				
塗装工事コンクリート部						F0006 0
	333	m2				
管理棟側面，観客席背面，バックネット背面 管理棟 観客席 ペーパー 遮熱塗料						F0007 0
	65	m2				

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
文字						F0008 0
	1		式			
衝突シート						F0009 0
	56		箇所			
＊ ＊ 直接工事費 ＊ ＊						
共通仮設費（ 率分）						
			式			
＊ ＊ 共通仮設費計 ＊ ＊						
＊ ＊ 純工事費 ＊ ＊						
現場管理費						
			式			
＊ ＊ 現場管理費計 ＊ ＊						
＊ ＊ 工事原価 ＊ ＊						

本 工 事 費 内 訳 表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般管理費						
			式			
契約保証費						
			式			
一般管理費等計						
工事価格						
消費税相当額						
			式			
請負工事費						
工事価格計						
消費税相当額計						
			式			
請負工事費計						

入力データ一覧表

頁0-0006

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量／ 単 位	単 価 金 額	条 件 名 称 条 件 名 称
X1000	＊＊本工事費＊＊			
Y2E000000	衝撃緩衝材改修工 レベル1	式		
F0001	養生	1,016 m2		
F0002	高圧洗浄	1,016 m2		
F0003	観客席既存塗膜補修 切取り	1 式		
F0004	外部足場 手摺り先行足場（w900）	97 m2		
F0005	塗装工事緩衝部 目荒し程度	619 m2		
F0006	塗装工事コンクリート部	333 m2		
F0007	管理棟 観客席 ペーパー	65 m2		
F0008	文字	1 式		
F0009	衝突シート	56 箇所		
G0000	＊＊直接工事費＊＊			
Z0050	共通仮設費（率分）	式		
G1000	＊＊共通仮設費計＊＊			
G2000	＊＊純工事費＊＊			
Z0020	現場管理費	式		
G2900	＊＊現場管理費計＊＊			
G4000	＊＊工事原価＊＊			

入力データ一覧表

頁0-0007

コード	名 称 ・ 規 格 な ど	数 量／ 単 位	単 価 金 額	条 件 名 称 条 件 名 称
Z0030	一般管理費	式		
Z0031	契約保証費	式		
G4100	＊＊一般管理費等計＊＊			
G4800	＊＊工事価格＊＊			
Z0038	消費税相当額	式		
G5000	＊＊請負工事費＊＊			
G6000	工事価格計			
Z0039	消費税相当額計	式		
G4900	請負工事費計			

登録単価一覧表

頁0-0008

コード	名称・規格1・規格2	単位	単価 (0. 4. 8)	単価 (1. 5. 9)	単価 (2. 6)	単価 (3. 7)	特殊集計 集計区分
F0001	養生	m2	223				
F0002	高压洗浄	m2	400				
F0003	観客席既存塗膜補修 切取り 埋戻し	式	150, 000				
F0004	外部足場 手摺り先行足場 (w900)	m2	2, 610				
F0005	塗装工事緩衝部 目荒し程度 弾性シリコン程度	m2	2, 760				
F0006	塗装工事コンクリート部	m2	3, 150				
F0007	管理棟 観客席 ペーパー 遮熱塗料	m2	2, 430				
F0008	文字	式	143, 000				
F0009	衝突シート	箇所	2, 100				

数量計算表

[illegible]

特記仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工 事 名：総合運動公園 野球場衝撃緩衝材改修工事

工事場所：阿久根市 赤瀬川 地内

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書ならびに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」という。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- (4) 建設副産物適正処理推進要綱＜改定＞（国土交通省）
- (5) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）
- (6) その他関係要綱、指針、示方書等

第3条 この工事の契約数量は、別添「本工事内訳書」のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

第4条 契約の保証は、当初請負金額が 500 万円を超える場合、請負金額の 10 分の 1 以上の金銭的保証を要す。

(前払金)

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額 500 万円以上のものについては、請負金額の 10 分の 4 以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

- 2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の 10 分の 2 以内で中間前払金を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の 10 分の 6 を超えないものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

- 3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提出しなければならない。

(部分払金)

第6条 部分払は、請負金額が 500 万円以上の場合、2 回まで（既に前払いがなされているときは 1 回迄）行えるものとする。ただし、中間前金払があるときは、原則として部分払いは行わない。

(工事カルテ作成、登録)

第7条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に、完成時は工事完成後 10 日以内（土、日、祝日等を除く）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 2, 500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(電子納品)

第8条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（案）（令和 4 年 1 月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

- 2 ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各 1 部の計 2 部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(技術者)

第9条 請負者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第10条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、

発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第11条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。

- （1） 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 2 前1項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

第12条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- （1） 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - （2） 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
 - （3） 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- 2 発注者への報告

前1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第13条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）、（2）及び（6）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- （1） 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。

※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が8,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。

（現場代理人の負担軽減措置）

その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
 - (3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲であること。
 - (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
 - (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
 - (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。
- 2 現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任(変更)申請書(別紙1)」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任(変更)通知書」により、発注者に通知すること。
- なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。
- 3 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、請負者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

(施工体制台帳の作成等について)

第14条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

(施工体系図の作成等について)

第15条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事または業務の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第2章 工事の施工

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第16条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第17条 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は、施工計画書の作成及び工事施工時において、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、甲・乙協議し契約変更の対象とする。

1 工事着手前に総合運動公園 野球場の年間行事予定を配慮した工程表を提出すること。

(管内(県内)建設業者の優先使用)

第18条 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

(県産資材の優先使用について)

第19条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

第20条 工事等の施工にあたって要する物品等の調達について

- 1 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。
- 2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り阿久根市内業者から購入すること。

(過積載等の防止)

第21条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を生じさせたものを排除すること。
- (7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

第3章 その他

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第22条 阿久根市が発注する建設工事等(以下「市工事等」という。)において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市(発注者)及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市(発注者)と協議を行うこと。

(ヤンバルトサカヤスデのまん延防止)

第23条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

(環境改善実施要領について)

第24条 本工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。「環境改善実施要領（工事編）」については阿久根市ホームページから取得できる。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正について)

第25条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は阿久根市ホームページから取得できる。

(週休2日)

第26条 本工事は、「週休2日」試行工事（受注者希望型）の対象である。

- 2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。
- 3 実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記１～３の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H 1 1：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）、

H 1 4：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H 1 5：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H 1 6：鹿児島市

H 1 7：指宿市

H 2 2：出水市、南さつま市

H 2 5：霧島市、阿久根市

H 2 6：鹿屋市、姶良市

H 2 9：長島町

R 0 3：西之表市、中種子町、錦江町

R 0 4：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町

R 0 6：大崎町

(別紙報告書)

安全・訓練等の実施状況報告書

[illegible]

(別紙 1)

工 事 打 合 簿

[illegible]

課長	技術 補佐	総 括 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者

材料使用承認願	
工 事 名	請 負 業 者 名
工 期	現 場 代 理 人
路線（河川名）	総 括 監 督 員
工 事 箇 所 名	監 督 員

[illegible]

殿

印

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
 なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

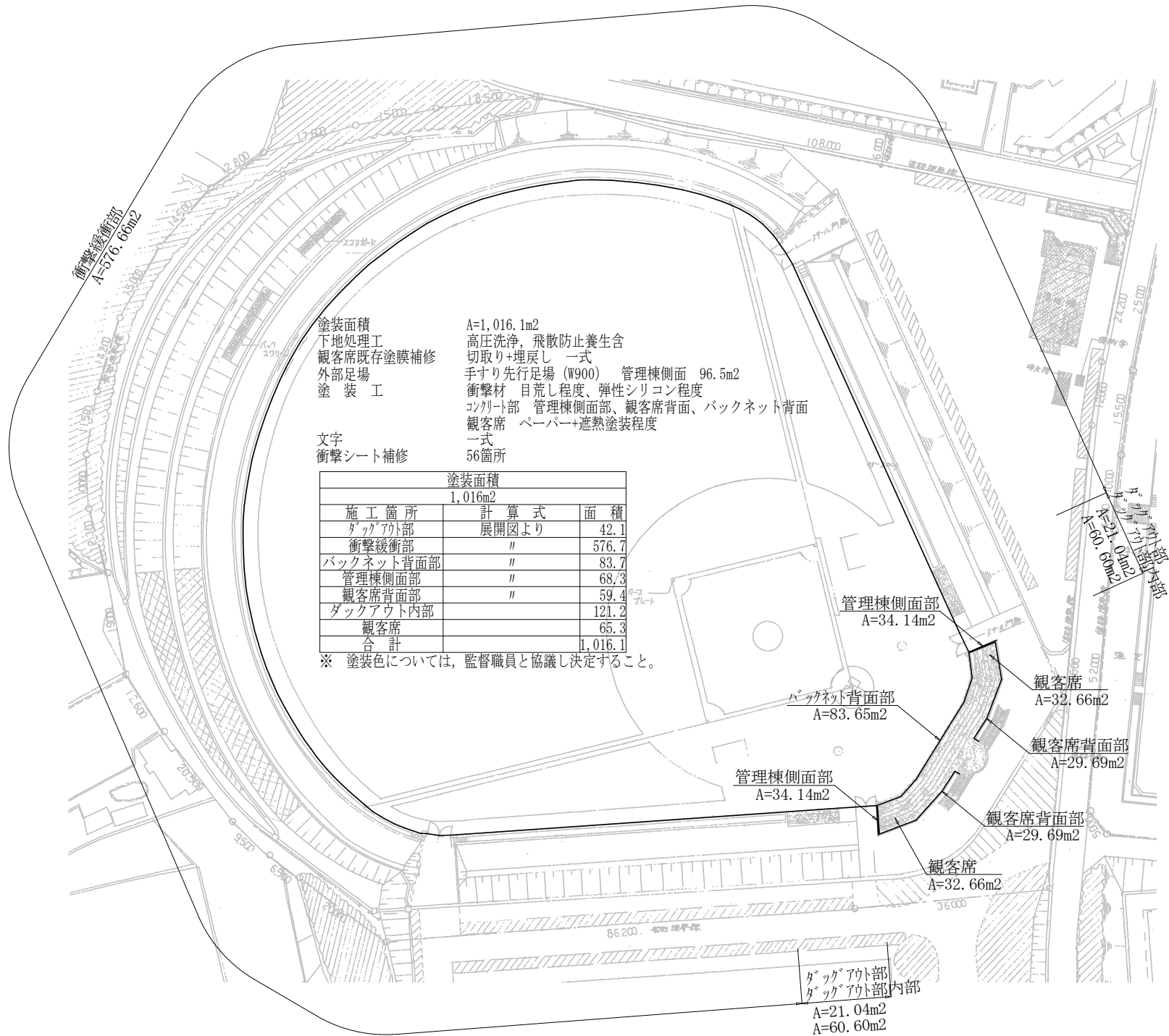
記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の 間の緊急連絡先	氏 名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額(税込み)		
	発 注 機 関 名		
	監 督 員 氏 名		
	発注機関の連絡先		
③兼任する他の工事	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額(税込み)		
	発 注 機 関 名		
	監 督 員 氏 名		
	発注機関の連絡先		
工事現場の相互の距離	①-②	k m	
	①-③	k m	
	②-③	k m	

※添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）
 ※兼任する他の工事の承認を得た場合は、写しを後日提出すること
 ※工事現場の相互の距離は直線距離とする。

平面図

S=1:500



塗装面積 A=1,016.1m2
下地処理工 高圧洗浄、飛散防止養生含
観客席既存塗膜補修 切り取り+埋戻し 一式
外部足場 手すり先行足場 (W900) 管理棟側面 96.5m2
塗 装 工 衝撃材 目荒し程度、弾性シリコン程度
コクリート部 管理棟側面部、観客席背面、バックネット背面
観客席 ペーパー+遮熱塗装程度
文字 一式
衝撃シート補修 56箇所

塗装面積 1,016m2		
施 工 箇 所	計 算 式	面 積
ダックアウト部	展開図より	42.1
衝撃緩衝部	〃	576.7
バックネット背面部	〃	83.7
管理棟側面部	〃	68.3
観客席背面部	〃	59.4
ダックアウト内部	〃	121.2
観客席	〃	65.3
合 計	〃	1,016.1

※ 塗装色については、監督職員と協議し決定すること。

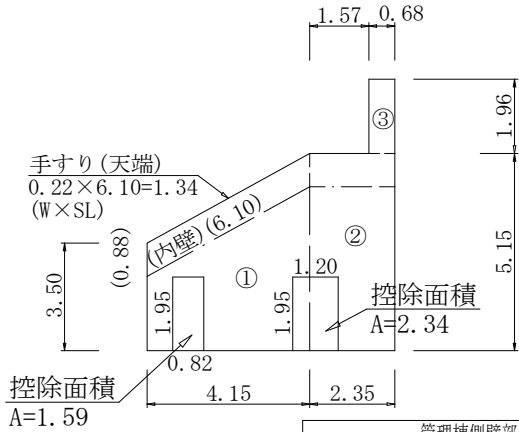
バックネット背面部 (コンクリート) A=83.7m2		
記 号	計 算 式	面 積
①	(2.85+0.12)×35.10	104.24
②	0.20×3.48×2	1.39
雨とい	0.84×6	5.04
控除	3.23×4+4.70×3	27.02
計	〃	83.65

雨とい φ100mm L=2.70m N=6.0本
A=0.10×3.14×2.70=0.84

塗装展開図

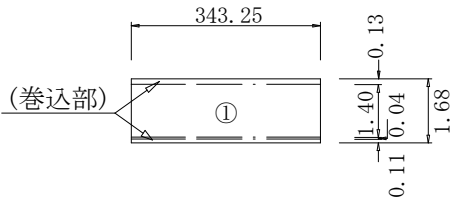
S=1:200

管理棟側面部



管理棟側壁部(2面) (コンクリート) A=68.3m2		
記 号	計 算 式	面 積
①	(3.50+5.15)×4.15×1/2	17.94
②	5.15×2.35	12.10
③	1.96×0.68	1.33
内壁	0.88×6.10=5.36	5.36
手すり	〃	1.34
控除	1.59+2.34	3.93
計	〃	34.14
合 計	34.14×2面	68.28

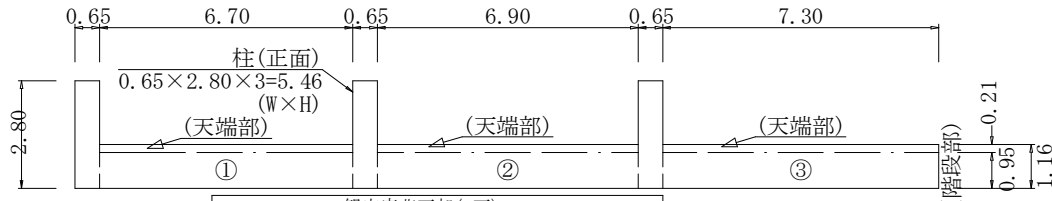
衝撃緩衝部



衝撃緩衝部 (7ハ-) A=576.7m2		
記 号	計 算 式	面 積
①	1.68×343.25	576.66
計	〃	576.66

※ 衝撃緩衝部補修含
※ 文字復旧含

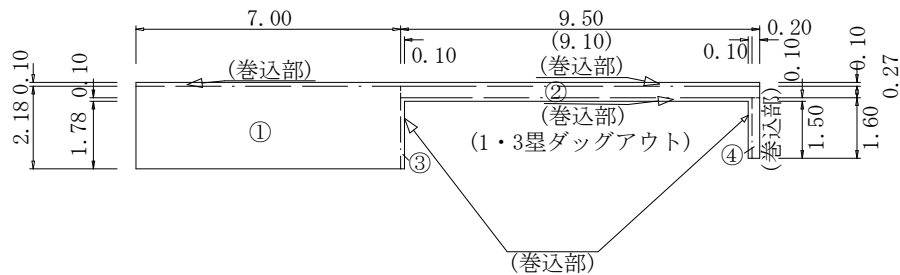
観客席背面部



観客席背面部(2面) (コンクリート) A=59.4m2		
記 号	計 算 式	面 積
①	6.70×1.16	7.77
②	6.90×1.16	8.00
③	7.30×1.16	8.46
柱	2.80×0.65×3	5.46

記 号	計 算 式	面 積
計	〃	29.69
合 計	29.69×2面	59.38

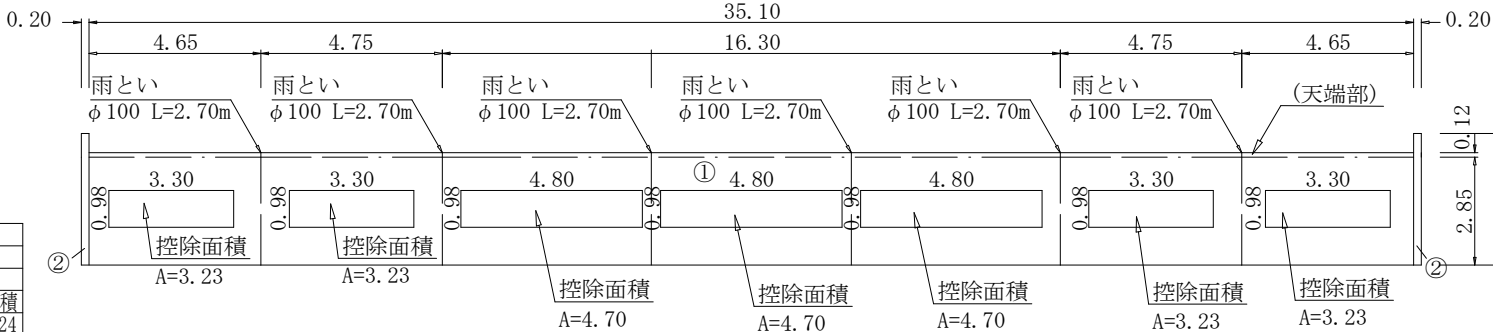
ダックアウト部



ダックアウト部(2面) (7ハ-) A=42.1m2		
記 号	計 算 式	面 積
①	(2.18+0.10)×7.00	15.96
②	(0.10+0.27+0.10)×9.50	4.46
③	0.10×1.78	0.17
④	(0.10+0.20)×1.50	0.45
計	〃	21.04
合 計	21.04×2面	42.08

※ 衝撃緩衝部補修含

バックネット背面部



実施設計図

阿久根市	
工 事 名	総合運動公園 野球場衝撃緩衝材等改修工事
公 園 名	阿久根市総合運動公園 (野球場)
工事箇所	阿久根市 赤瀬川 地内
図面種類	平面図 塗装面積展開図
縮 尺	図 示
図面番号	全 1 葉 第 1 号